

令和5年度 第2回太宰府市障害者施策推進協議会 議事録（要約）

○日時

令和5年11月8日（水）18：25～19：40

○場所

太宰府市役所3階庁議室

○協議事項

議題1 第5次太宰府市障がい者プランの進捗状況について

議題2 太宰府市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗及び策定について

○内容

■議事

「太宰府市障害者施策推進協議会規則」に基づき、議事進行を会長が行う。

(1)第5次太宰府市障がい者プランの進捗状況について

A委員)

本日は皆さんから事前にいただいたご意見について回答であったり意見の集約を行ってまいりますので、議事進行にご協力をお願いします。

では議事に入っていきます。皆さんからご意見をいただいておりますが、事務局から回答してもらい、それから委員からまた意見をいただくという形になると思います。ただ皆さんからかなり多くの意見を出していただきましたので、これを全て議論していくというのは時間が足りないので、抜粋して進めてまいります。

①保育所と障がい児通所事業所での課題について

A委員)

それでは、一番左側の列にふってある番号の5番の保育所と障がい児通所事業所での課題について、事務局からお願いします。

事務局)

保育所と事業所の二重保育の課題は、解消出来ておりませんが、出来る限り子どもの負担が軽減できるように、保護者との連携を図っているところでございます。

また、事業所の中には、保護者・事業所・保育所・相談員の四者間で、お互いの情報交換ができるよう体制の整備を図ったことで、子どもの姿の共通認識ができ、取組を考えるきっかけにもなっております。今後におきましても、四者間の関係性を大切にしていきたいと考えているところでございます。現在、全ての事業所と情報交換が出来ている状況ではございませんが、連携することの必要性を感じており、できるだけ多くの事業所と連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

B委員)

お子さんとご家族のケースにもよると思うので、一概にこれがいけないというものではありませんが、サービスが増えてきて保護者にとっては便利になってきているのですが、お子さんの生活を考えた時に非常に考えさせられるものでした。通所事業所と相談員さんと保育所とが繋がれるようになったのは進歩だと思いますので、一事業所としていっしょに取り組んでまいりたいと思います。

A委員)

二重保育というのはどういうことですか。

B委員)

保育園で保育活動したり行事とかあると思いますが、保育園の活動を途中で抜けて児童発達支援の事業所に通所をしているお子さんがいて、保育園の先生方としては、今日はこういう取り組みをしたかったんだ、というのがあって、その通りに進めないものだから、少しおきざりになっているところがあるのではないかと、保育園の活動と児童発達支援と二重というところで、制度上は通えますがお子さんにとってどうなのかというところで、保育園も考えられて出してあったのかなというところをどういう風に取り組んでおられるのかとご質問させていただきました。

⑦市職員の研修について

A委員)

それでは、次の7番の市職員の研修について、事務局からお願いします。

事務局)

ひきこもりをテーマとした理由につきましては、昨今、ひきこもりの社会問題が深刻化していることから、全職員を対象にひきこもり問題の理解を深めるため研修会を実施したところでございます。「引きこもり」＝「障がい」という訳ではございませんが、関連もありますことから研修を実施し、この研修に併せ、障がいの社会モデルの話と、障がい者が社会参加を行うためには、様々な部署の共通認識や理解が必要であるという話も行い、理解を深めたところでございます。

C委員)

障がいの研修と置いていたところに障がいと引きこもりと並べたというのがどうかなと思ったのですが、お答えいただいて分かりました。

⑩保健、子育て支援、学校教育などの部署との連携について

A委員)

それでは、次の10番の保健、子育て支援、学校教育などの部署との連携について、事務局からお願いします。

事務局)

障がいの問題に加え、生活困窮や8050問題、虐待、引きこもりやダブルケアなどの問題が複雑に絡み合っている場合につきましては、庁内の関係部署と情報を共有し、問題解決に向け、連携して取り

組むことを心がけております。具体的には、介護保険サービスと障がい福祉サービスとの各サービス間の調整や子育て支援課、学校、児童相談所、児童通所サービス事業所などとの市以外の機関も含めた複数機関による虐待対応などがございます。

B委員)

以前までは私たち福祉から学校教育に繋がる時に連携がなかなか、ということがありましたが、近年学校が特別支援というところで連携が取れていると実感があるのと、お子さんたちが抱えている問題や、いま具体的に例をあげておられた年齢が上がって高齢になってからの介護保険との絡みが出てくることを成人の施設の職員からよく聞きます。行政内での連携、私たち福祉サービスを行っている施設としては教育や医療と連携していきたいというところで、事例があればと思って聞かせてもらいました。内容が生活困窮など幅広いところでいろんな課題があるということで学ばせていただきました。

⑭、⑮緊急ショートステイ事業の現在の状況について

A委員)

それでは、次の14番、15番の緊急ショートステイ事業の現在の状況について、事務局からお願いします。

事務局)

事前登録者数につきましては、令和5年4月以降、お二人の届出がっております。ご利用につきましては、まずは、ご家族や事業所等と体験利用の調整を行っておりますが、利用予定者のお気持ちが変わったりして、現在のところご利用するまでには至っておりません。緊急時のショートステイをスムーズに利用するためには、現在実施しておりますショートステイ事業をご利用いただき、ショートステイに慣れていただけることが必要と考えておりますので、改めて、期間を置いてお声かけを継続したいと考えております。また、広報やHPによる周知を行っておりますが、まだ、周知が不十分であると感じております。昨年度も筑紫地区地域自立支援協議会相談支援部会でご協力をお願いしたところですが、今月の相談支援部会で、改めて相談支援事業所への周知を行うこととしております。

D委員)

以前もショートステイの利用についてご意見があったと思います。利用したい時に利用できるか、個々の状況、家庭の状況において利用しやすいように、今後そのサービスがいろんな方に利用しやすいように、体験を広げていかないと利用には繋がっていかないのではないかと考えて質問させていただきました。継続して取り組んでもらいたいと考えてます。

E委員)

周りでもそういう声を聞かないので、周知としては広がっていないのかなあという感じです。体験ショートステイというのがどこでできるかが分からなくて、前も私が質問したと思いますが、実際にさせようと思った時に本当に無かったというのがあるんだけど、体験を勧めてくださっているというところで、ここがもうちょっとうまく繋がらないと次に進めないで、そこをご提示いただけるとありがたいです。

⑱避難行動要支援者の登録状況について

A委員)

それでは、次の19番の避難行動要支援者の登録状況について、事務局からお願いします。

事務局)

対象となる障がい者は、ひとり暮らしであって、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方となっております。令和5年9月現在で543人いらっしゃいます。令和4年度末における要支援者の登録者数は、全体で2,003人となっております、うち障がい者は129人でございます。

F委員)

「障がい者の避難行動要支援者避難支援制度の対象者」が正しい表現ではないでしょうか。

A委員)

登録をしている、していない、でサービスが違うんですか。

F委員)

自治会あるいは自主防災組織で避難支援者を基本2名お近くに住まいの方をつけるようになっています。自治会毎に一次避難所が指定されています。そこに避難される際に、登録申請された方は声をかけていっしょに避難所まで案内すると。だから障がい者の場合は身体条件というのが入っているんですよ。健常者であれば声かければいっしょに避難所までさっと行けますけど、身障者の方は目が見えない、耳が聞こえない、体が不自由だと。じゃありヤカーとか車いすとか担架とか。そういうのを含めてちゃんと書くようになっているんですよ。その名簿が自治会と民生委員に下りてきてるんですね。420名の方が「要配慮者」の対象者ですが出されていないと。出されていないから自治会、民生委員に情報が来ない。420名の方は行政の方でどうするのって話ですよ。手を上げられないのが一つの課題ですね。

A委員)

太宰府では障害者団体協議会あたりが中心に避難所をどうやっていくのか、どう集まっていくのかなど避難場所に来られた方や来れる方を中心に考えているところがありますが、本当に必要な方に支援の手が届いていきづらい状況があるということですね。

F委員)

全国的に避難行動支援者名簿を各地方公共団体というのが法律できあがっているんですね。太宰府では8千名くらいですかね、郵便で送って、その中で2千名くらいですかね、同意します、よろしくお願ひしますと手を上げた方が。自治会は名簿をいただいていますから隣組別に「あの人は避難行動名簿申請されているな」と。活動が進んでいる自治会では2人くらい避難支援者をあてがっているんですね。身体条件も把握するようになっているんですよ。一人でいっしょに避難所まで行ける人とか、車いす持ってきてもらわな行けませんとか、それがやっとなりつつあるんですよ。ただ8千名くらいだして2千名くらいしか上げていまして、6千名が手を上げられていませんというのは太宰

府の状況です。

G委員)

どの方が障がいがあるのかというのは分かっていないんですよね。見た目では想像できる人もいますでしょうけど。

A委員)

この129人は自分は障がいがあるからそういう時は助けて欲しいという事を自分の情報を流すということで開示してあるんですけど、それに抵抗があったり個人の思いがある中で手を差し伸べにくい場面もあるということですね。情報が流れると違う形になるのでしょうか。啓発のようなものを計画の中に入れていただくとまた違っていきのかなと思います。

㊸療育までに時間がかかることへの手立てについて

A委員)

それでは、次の24番の療育までに時間がかかることへの手立てについて、事務局からお願いします。

事務局)

療育をご希望される方の多くが、沢山の専門職が揃い、診断から療育などの発達支援までを一元的に提供できる施設を望まれております。なお、そのような施設は、数が限られており、療育が開始されるまでに時間がかかってしまっている現状がございます。こうしたことについて 将来的な計画を持っているものではございませんが、お子様の状況に応じて 医療機関や幾つかの児童発達支援事業所を紹介したり、場合によっては、希望される施設の受け入れが可能となるまでの間、月に1回程度、本市の子ども発達相談室きらきらルームが実施する小グループや個別支援をご案内するなどの対応をとっているところでございます。

D委員)

療育の施設が限られているということで待つ時間が多いというのが、利用したいお子さんが多いので限られて何名しか受け入れができないという形でしょうか。そこで対策として今ある施設や機関の中で対策を取られているということでよろしいですか。子どもさんが療育で伸びていくという現状がある中で今ある機関や事業所でサービスができたらと思うのでよろしくをお願いします。

㊹市と学童保育と小学校の連携について

A委員)

それでは、次の26番の市と学童保育と小学校の連携について、事務局からお願いします。

事務局)

現在、小学校、学童保育所、市が出席する学校交流会を実施しておりまして、気になる児童等について情報交換を行うこととしております。その交流会の中で、対象児童に対する協議を行い、より良い配慮ができるよう努めているところでございます。

B委員)

障がいを持つお子さんが地域で過ごすことを進めようということで取り組んでいるところですが、私どもが学童保育からサポートが必要ではないかと相談を受けることが増えてきていまして、小学校と連携が取れている学童保育がうまくいっているケースが多いなと感じているので、三者で情報交換を行っているというのを聞いたので事例について伺ってこれが進んだらいいなと。そこが難しくうまくいかないというケースが多かったのですが進んできているなと感じます。

A委員)

学校とか学童保育とかとの連携が早期の介入や関りというところで大事ですよ。

H委員)

三者で情報交換をする場を設定していただいているのはとてもありがたいと思っています。ただその時に情報を全部出しあえるわけではなく、どうしてもタイムリーではない部分もあるので学童と小学校が直接連絡を取り合ったり、保護者と学童が連絡を取り合ったりとかで今のところは対応できているかなと思っています。この機会があることはとてもありがたいことだと思います。

A委員)

先ほどのように個人情報というところもありますけど、個人情報やご両親の考え方とかに難航されることもあるのかなと思いつつながら、こういう情報交換を行っていける事例が広がっていけばまた変わっていくのかなと感じます。

㊥障がい者スポーツでの活躍への応援について

A委員)

それでは、次の28番の障がい者スポーツでの活躍への応援について、事務局からお願いします。

事務局)

前回のデフリンピックの大会で銀メダルを獲得したデフバドミントンの選手やデフサッカー女子日本代表として出場された日経大の選手の活躍については、「広報だざいふ」や「市長の日記」などで、市民の皆さんにお知らせをさせていただいているところでございます。次代を担う子どもたちの更なる飛躍を期す「世界に羽ばたく人材育成表彰」も令和4年度からスタートしておりまして、2025年開催のデフリンピック東京大会を迎えるにあたり、これから市民の皆さんと一緒に太宰府市出身選手の活躍を盛り上げていきたいと考えております。

E委員)

息子が昔スペシャルオリンピックスという知的障がい者の大会に参加したことがあり、その事を知ってもらうために太宰府市でいろんな方にお世話になり、政庁跡で大きなイベントをさせていただいたことがあります。旗印になるようなものがあるとみんなで応援しあえて連携しあえて知っていただく機会になります。親であると応援して下さいとなかなか言いにくくて。デフバドミントンの選手のお母さんさんは手話の会でもあるので母体の一つあってそこを中心になって動かれるのをみんなが応援するということができたならみんなでやりやすいのかなと。それを市も全面的にバックアップして

いただけると市民も何らかのいい形ができて、子どもたちにも知っていただいて。せっかく日本である大会なのでこの機会に彼女たちも応援するんだけど自分たちも知る機会だというところでみんなで取り組めたらいいなど、手話の会さんが立ち上げたりするのであれば応援させていただきたいと思います。

A委員)

障がいを持つ方がいきいきと活動できる場所というのは仕事とかだけじゃないと思うんですよ。市民として一事業に参加できるというところなんでしょうけど。活躍できる場所みたいなものを作っていかなければならないのかなと、いろんなスポーツ大会あるんですけど、そこには人と物とお金が必要となってくるのかなと。

I委員)

デフバドミントンの選手のお母さんには手話の会の役員をしていただいています。2025年に向けて手話の会としてもいろんな計画を立てていますので一歩でも二歩でも進めていければと思っています。たぶん2025年東京大会の代表には選ばれるだろうとは思っていますが、いま毎日猛練習をやっています、手話の会だけでは支援というのも難しいところがありますので、時間をかけてやっていきたいと思っており、話が煮詰まったら皆さんにもご報告させていただきたいと思っています。

J委員)

福岡県としても強化選手という形で募集されてデフバドミントンの選手も入っていると思います。ここに書かれた方も入っている。身障協の会員さんの中でも参加している。募集があってそれに参加して、その活動で強化メンバーとして練習されている。そういうことは県としてはされています。

I委員)

福岡県にも持って行きたいとは考えています。市長が一番動いていただいているいろんな面で助かります。

A委員)

筑紫女学園大学の非常勤で福祉学科に教えに行っているのですが、太宰府市がやっている手話の講習会に学生が行ってたりして、太宰府自体にそうした資源があると思いますが、コロナの中で学生がほとんど動いていないんですよね。そういうところが少しずつ地域の中で学校だとか人だとか活用できていくと違っていきぬのかなと感じます。様々な情報を出していくというところからいろんな支援が生まれるのかなと思います。

では議題1について、たくさんいただいた意見の中から抜粋して進めているのですが、全体を通して確認したい項目とかありますでしょうか。よろしいですか、特にはないですか。無ければ議題1は以上とさせていただきます。

(2) 太宰府市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗及び策定について

A委員)

続いて議題の2に入らせていただきます。これについてもたくさんの意見をいただいておりますけど、抜粋をさせていただいて進めさせていただきます。資料の6ページからになります。

②地域生活支援の充実について

A委員)

それでは、2番の地域生活支援事業の充実について、事務局からお願いします。

事務局)

緊急時に相談できる窓口の数につきましては、相談先となる基幹相談支援センターが筑紫圏域では、各市の障がい福祉担当課が担っておりますので、5ヶ所となっております。しかしながら、緊急相談窓口の数が乏しいため、民間の特定相談支援事業所にも役割りを担っていただけないか、筑紫地区相談支援部会において要件等の検討を行っているところでございます。

D委員)

緊急時にすぐ相談できるというのが、24時間体制など、そういうのがどうなのかなと思って質問させていただきました。どうしても日中ではなくて夜間だったり、休日だったりの時の体制がどうだろうか。現状での対策はどうなんでしょうか。

事務局)

市福祉課が基幹相談支援センターを担っており、一応24時間いつでもという形をとらせていただいています。ただ市役所に夜間に電話をかけてもいいのだろうかというご心配もあろうかと思い、今度から市役所とは別に障がい者と高齢者の夜間・休日の相談のフリーダイヤルを設けることとなり、12月号広報でお知らせすることとしています。それと別に筑紫地区では緊急時の相談機能が5市となるのですが、相談支援事業所の中で担っていただけたところがあればと思うのですが、ただどこでもできるというものではないでしょうから、例えばこういう研修を受けているなどの要件を定めて、今度相談支援事業所にお聞きする予定にしています。

A委員)

相談というのが本当に難しいですね。電話で聞いてもらって落ち着くという場合もあるし、いま目の前で危機が起きていてそれを対処してほしいという場合。例えば精神障がいの方のご家族から「いま暴れています。どうしたらいいですか。」とか、発達障がいの青年期で体格がよくなると家庭の中でどうしようもなくなることがあります。そこに危機介入していくとなるとアウトリーチということになります。相談を受けた後の対処の部分が一番問題になってくるのかなと思います。現状としては、いま自殺者が多いということで、何か自殺があると「こころの電話」って報道されますよね。あれは夜中のまで受け付けているんですよ。昼間は地域の精神保健福祉センターが受けてます。夜中は精神保健福祉士協会が10時半まで受けています。「いま死にそうだ」といった電話が月に2件あるかないかくらいです。その他は「話を聞いてほしい」といったもので、30分を話を聞けば少し落ち着く。何を目的に相談されるのかというのを整理していかないと難しいだろうなと思います。「いまから死のうとしています」という時のマニュアルはできています。体制は3人です。1人が受けて、1人が警察に電話してとか、そういった体制とトレーニングを受けた人が電話相談を受けるようになっています。

ですからそういった体制づくりをやっていかないといけないでしょうね。そして中身の整理をしていかないといけないですね。ましてや基幹相談として24時間となると本当にかかってくるんですよ。大変だろうと思うし、そうなる職員が疲弊してしまいます。そういった問題を整理しながら相談をやっていかないといけないと思います。そしてそのためにはどのような相談なのか、アウトリーチが必要なのかなどのデータを蓄積していくべきだと思います。うちも相談支援事業所を持っていますが、一事業所では負担が大きすぎてこれは難しいものですね。

B委員)

話を聞いて落ち着く方もいらっしゃいますが、緊急でという方もいらっしゃいます。相談員が動ける時と難しい時がありそこに課題があると思います。

E委員)

相談と言っているけど、いま対応してほしいという電話になりかねないということですよ。

B委員)

「明日確認しないといけないからどうにかしてほしい」ということで、次の日に市役所にこういう状態だからと相談に行かせてもらったりしているようです。

E委員)

相談支援事業所で対応までされているのですか。

A委員)

はっきり申し上げて難しいです。

E委員)

相談する方は相談したらどうにかなるのかなという気持ちもあると思います。

事務局)

本当に緊急時で夜中に動かないといけない内容と、次の日の対応でも大丈夫かなというものがあると思います。生命に関わるとかいうことであれば夜中でも動かないといけません。

A委員)

相談支援事業所というのは契約している相手ですから、その方の事をよく分かっていますので、今が緊急なのかどうかというのは判断ができます。しかし基幹相談となると、そういったものが無いので。緊急ショートステイにしても保護しないとイケない、けどその方の今までのバックヤードが分からないと、引き受けても夜中に暴れたりとなると問題になっていきます。そういったところが課題となっています。相談したら何かやってくれる、解決してくれるという期待は感じます。けど限界があるということ伝えていかないといけない。その期待が満足できないと「相談しても同じじゃん」になってしまいます。

事務局)

1 ヶ月くらい前の土曜の夕方でしたが、聴覚障がい少女で親が急にいなくなって食料も無い状態だと福祉課長に連絡ありました。けど住所もよく分からないような状態。課長、係長が市役所に来て名前を調べたけど実際にそのような方はいらっしゃらないし、もちろん福祉サービスも受けてらっしゃらない。どこの誰か分からずに警察も動きようがないとなりました。その情報が本当かどうかも定かではないのですが、こうした生命に関わるような場合はその日にすぐに対応することになります。

その方はネット上で相談窓口相談をされていて、3名で役割分担をして相談対応するという話が先ほどありましたが、ネット上でお話をされる方が東京の団体の人でして、別の役割の方がネットの中からどうやら太宰府の五条に住んでいるらしいということで筑紫野署に連絡をされ、その間もお話をされる方はネット上でお話を続けていたようです。筑紫野署からご本人さんを保護しないとイケないけど、場所が特定できないので市が持っている情報で本人が特定できる住所情報が無いでしょうかと市に相談があったものです。公的機関であっても個人情報を提供していいのかというところが市として悩むところですが、手元にお金が数十円しかなく、食べる物が無いという情報でしたので、生死に関わる可能性が高いということで住民基本台帳等の情報検索を試みました。その間に五条のコンビニエンスストアで何時にと約束ができたらしく、捜査員が出向いたそうです。しかし実際にはお会いすることも保護することもできなかったというケースでした。

A委員)

体制づくりでしょうが、そういう事案をつみ重ねていながら、どう対処していくのか、どう構築していくのかというのを考えて作っていくことではないでしょうか。

③地域生活支援の充実について

A委員)

それでは、3番の障がい者の雇用状況について、事務局からお願いします。

事務局)

ハローワーク福岡南に確認したところ、「ある時点での求職者数と、そのうち何人が職に就いたかという統計は出すことは可能」とのことですが、太宰府市在住の障がい者で雇用されている人数の把握はできない。」との回答でございました。福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課にも確認したところ、「そのような調査を行っていないので把握していません。」との回答でございました。そのような状況でございましたので、参考までに福岡労働局が取りまとめております「令和4年 障害者雇用状況の集計結果(福岡)」を追加資料1として添付しておりますので、ご覧ください。障害者雇用促進法に基づき毎年6月1日現在の障がい者の雇用状況について、雇用義務のある事業主からの報告をまとめた内容となっております。太宰府市を集計したものはございませんが、福岡県全体の状況について、1ページのポイントにまとめてあります。民間企業において法定雇用率が2.3%で、43.5人以上の規模の企業に障がい者の雇用義務がございますが、県内における雇用障害者数は1万9,757人で前年度比の3.7%増、実雇用率は2.29%、法定雇用率達成企業の割合は50.8%という状況です。公的機関におきましては、法定雇用率が2.6%で、福岡県の機関で雇用障害者数297人、実雇用率は3.24%。市町村の機関で雇用障害者数1,390人、実雇用率は2.74%、県などの教育機関で雇用障害者数336.5人、実雇用率は1.84%

という状況でございます。7 ページに福岡県と全国との比較が載っておりますが、全国を上回るものが多い状況でございます。25 ページには、公的機関の市町村ごとのデータがございますが、太宰府市は、法定雇用率と実雇用率が同じ 2.6%となっております。企業規模別や産業別の雇用状況の集計もございますので、後程ご参考いただければと思います。

A 委員)

企業に対する障がい者雇用率が定められていますので、たまにハローワークに行くと、県下 1000 近く求人があっています。そういう意味ではどの企業もどの職種も人手不足なので障がい者雇用が推進していつているというところだと思います。特に大きな企業では大手有名な販売業者ですが、コミュニティ社員という言葉を使ってコミュニティ社員を支援する課があるそうです。そういったところで進んできているのかなと思います。年々のデータを見ていくと、身体障がいの方が多かったのですが、いまは精神障がいの方が結構数が伸びていつています。また太宰府市の事業所の実態もアンケートなどで見えてくればいいのかと思います。

④相談支援体制の充実・強化等における前回計画の検証について

A 委員)

それでは、4 番の相談支援体制の充実・強化等における前回計画の検証について、事務局からお願いします。

事務局)

ご指摘いただきましたとおり「第 6 期計画の検証」の記載が漏れておりましたので、追加資料 2 に記載しておりますように、「令和 3 年 4 月に直営型の基幹相談支援センターを 1 箇所設置し、専門的職員の配置による総合的・専門的な相談支援の実施を達成しています。また、地域の相談支援事業者に対する指導や助言、相談支援の人材育成等の活動実施については、十分とは言い難く、課題が残る状況です」と記載を追加することとしております。ご指摘ありがとうございました。

C 委員)

見比べて記載が必要じゃないかなと思いましたので。ありがとうございました。

⑤相談支援体制における人材育成について

A 委員)

それでは、5 番の相談支援体制における人材育成について、事務局からお願いします。

事務局)

基幹相談支援センターの機能強化として、引き続き専門的職員の配置や相談員の配置を行うこととしております。また、ネットワーク会議での事例検証や相談支援事業所への訪問、各種研修への参加促進などによる人材育成や事業者間における関係づくりのほか、相談支援事業所のモニタリングへの同行などにより地域全体の相談支援体制強化を図ることとしております。

D 委員)

いろいろな電話による相談から関係課につなぐとか、どれから解決するのか、継続するのか、いろいろなところとの連携、あるいは事例検証といったことも書いてありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

A委員)

ここにあります専門的職員の配置ですが、どこの行政も有資格者の募集に苦労されているところがあるのだらうと思います。実際にはどうでしょうか。

事務局)

去年相談員として精神保健福祉士あるいは社会福祉士を一人募集しましたがなかなか応募してくださらないですね。

A委員)

福祉職員が年々減っている現状です。養成校も廃校していつてますし定員が集まらないようです。地域の中でニーズはあるものの社会福祉士や精神保健福祉士が足りないっていうのは現状です。福岡県精神保健福祉士協会にも太宰府市から求人をお願いしていたのですが難しいですね。

事務局)

福岡県精神保健福祉士協会のホームページにも載せていただいたのですが。

⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築における前回計画の検証について

A委員)

それでは、6番の障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築における前回計画の検証について、事務局からお願いします。

事務局)

ご指摘いただきましたとおり「第6期計画の検証」の記載が漏れておりましたので、追加資料2の3ページ目に記載しておりますように、「福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修には、毎年延べ10人程度の職員が参加しています。また、令和4年度から障がい福祉サービス給付費の請求審査ソフトを導入し、審査結果について職員間や事業所との共有に努めています。指導監査結果等については、必要に応じて関係市町村と共有することとしております」と記載を追加することとしております。ご指摘ありがとうございました。

C委員)

先ほどと同じで追加いただきありがとうございました。

⑦就労定着支援における多様な事業者の参入について

A委員)

それでは、7番の就労定着支援における多様な事業者の参入について、事務局からお願いします。

事務局)

就労定着支援は令和5年10月1日現在で県内に80事業所ございますが、事業所の所在地は、福岡市に33事業所、北九州市に14事業所、久留米市に9事業所という状況でございます。筑紫地区には1事業所のみとなっております。太宰府市近郊での新たな参入が望まれるところではございますが、具体策の想定はございません。

A委員)

このデータ参考になります。80事業所のほとんどが都市圏に集まっています、筑紫地区には1事業所ということですね。障がいをお持ちの方は就職はいましやすくなっています。障がい者雇用率を達成しないとけませんから。コロナ禍で無くなっていますが、事業所はマリンメッセなどの大きな会場で企業説明会をするんです。そこに200~300の事業所が障がい者雇用のブースを作ってという事業をコロナ前は行っていました。銀行や自動車メーカーなどの大手がいっぱい集まります。そうした状況なので障がい者が就職することはできるんですが、それを継続することが問題であって、定着というのが今後は必要になってくるでしょう。しかし定着というのはそれだけの利用者さんがいないと事業が成り立っていかないんです。そうすると結果的に都市圏にしか集まっていけないという実情がこの数字に表れていると思います。小さな市町村が独自予算でそのような事業はできにくいでしょうし、政令市と郡部のサービスの違いというのをひしひしと感ずるところですが、その中でも民と官が協力しながら何かいい方向をもっていければというところです。

A委員)

議題2の全体を通して、他に確認しておきたい項目はありますか。

無いようでしたら議題2につきましては以上とさせていただきます。

全体を通して皆さんからご意見ありますか。

議題は以上になります。皆さんご協力いただきましてありがとうございました。また活発にご意見をいただきまして、それが計画等に反映されていくということに期待をしつつ、私は民間の立場で太宰府市をいろんな形で支えていければと思っています。皆さんもご協力をお願いします。それでは事務局にお返しします。

終了